

抑制区域として規則で定める区域一覧表

| 根拠法令等 | 区域の名称等 |
|---|--|
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項 | 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及びその影響を受ける区域 |
| 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項 | 地すべり防止区域及びその影響を受ける区域 |
| 砂防法（明治30年法律第29号）第2条 | 砂防指定地及びその影響を受ける区域 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項 | 急傾斜地崩壊危険区域及びその影響を受ける区域 |
| 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項 | 洪水浸水想定区域のうち ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河川浸食） |
| 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項 | ・河川区域 ・河川保全区域 |
| 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項 | 保安林の区域 |
| 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イ及びロ | ・農用地区域内の農地 ・甲種農地 ・第1種農地 （ただし、営農型等の例外を除く。） |
| 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号 | 農業振興地域内の農用地区域（ただし、営農型を除く。） |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項 | 鳥獣保護区域 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17及び第16条 | 不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所 |

| 根拠法令等 | 区域の名称等 |
|---|---|
| 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第57条第1項、第93条第1項及び第109条第1項 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして重要文化財に指定された土地を含む。） ・登録有形文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして登録文化財に登録された土地を含む。） ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・国指定史跡名勝天然記念物の指定地 |
| 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項、第31条第1項及び第37条第1項 | <ul style="list-style-type: none"> ・県指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。） ・県指定史跡名勝天然記念物の指定地 ・県指定旧跡の指定地 |
| 熊谷市文化財保護条例（平成17年熊谷市条例第120号）第6条第1項 | <ul style="list-style-type: none"> ・市指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。） ・市指定史跡名勝天然記念物の指定地 |
| 埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）第4条第1項 | 埼玉県立自然公園内の普通地域 |